

名古屋港管理組合公報

平成18年12月28日
(木曜日)
第387号

目 次 告 示

- 臨港緑地の変更 1
- 放置自動車の廃物認定 5
- 港湾施設の変更 5

告 示

名古屋港管理組合告示第59号

次の臨港緑地は、平成19年1月9日から次のとおり変更する。

平成18年12月28日

名古屋港管理組合管理者

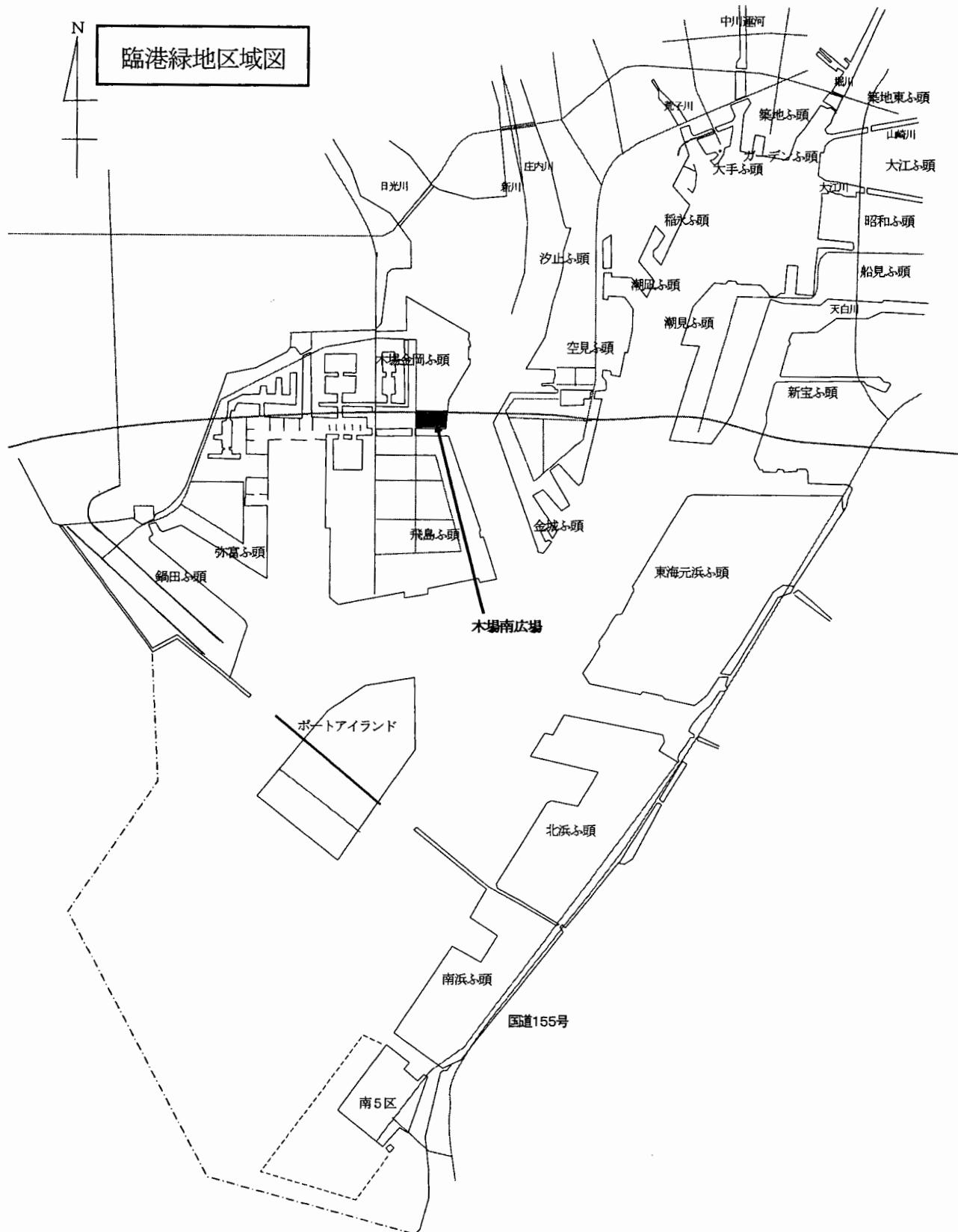
名古屋市長 松原 武久

○ 変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
木場南広場	海部郡飛島村金岡1番 木場二丁目67番1 67番2	別添図示 (略)	運動施設 野球場(4面) ゴルフ場(名港シーサイド グリーン9ホール)

○ 変更後(一部廃止)

名 称	位 置	区 域	施設の概要
木場南広場	海部郡飛島村金岡1番	別添図示	運動施設 野球場(4面)



名古屋港管理組合告示第60号

次の臨港緑地は、平成19年1月1日から次のとおり変更する。

平成18年12月28日

名古屋港管理組合管理者

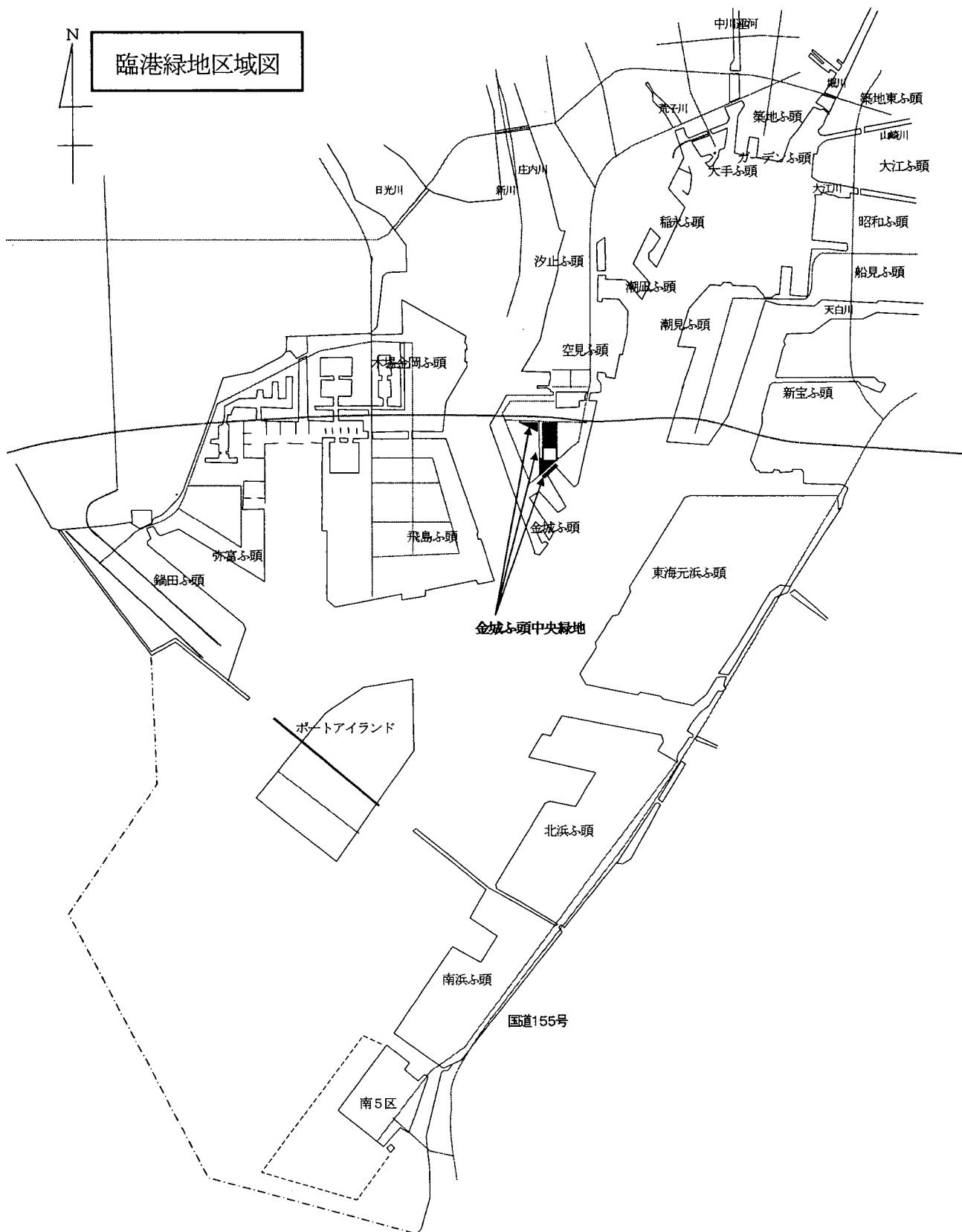
名古屋市長 松原 武久

変更前

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭 二丁目7番 三丁目2番	別添図示 (略)	散策、休息施設

変更後（一部廃止）

名 称	位 置	区 域	施設の概要
金城ふ頭中央緑地	名古屋市港区金城ふ頭 二丁目7番 三丁目2番	別添図示	散策、休息施設



名古屋港管理組合告示第61号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成18年12月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成19年1月11日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所 在 地	車 種 等	登録番号等	塗 色
14飛029	海部郡飛島村西浜	乗用車	G X81—3157974	
15空001	名古屋市港区空見町	トヨタ カリーナ	A T170—7055249	白
15空002	名古屋市港区空見町	トヨタ スター・レット	E P82—0125506	黒
15空004	名古屋市港区空見町	三菱		紺
15空006	名古屋市港区空見町	乗用車	P S13—014502	白
15空007	名古屋市港区空見町	マツダ	D B59A—105530	青
15作003	名古屋市港区港陽一丁目	トヨタ カローラ	A E100—3046433	白
15作004	名古屋市港区作倉町	マツダ センティア	HD5S—108799	茶
16金002	名古屋市港区金城ふ頭三丁目	トヨタ クラウン	E—U Z S131—A T P U K	白
16金003	名古屋市港区金城ふ頭三丁目	日産 サニー	F B13324717	濃紺
16弥001	海部郡飛島村西浜	乗用車	O A E P E—111321	紫

名古屋港管理組合告示第62号

次の港湾施設は、平成19年1月1日から次のとおり変更する。

平成18年12月28日

名古屋港管理組合管理者

名古屋市長 松原 武久

施設の種類 航路

変更前

名 称	延 長	幅 員	水 深
東航路	メートル 10,000	メートル 500～610	メートル 14.0～15.0

変更後

名 称	延 長	幅 員	水 深
東航路	メートル 10,000	メートル 500～610	メートル 15.0

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合